

## 五島をつなぐ ～支庁の窓～No.38

昨年も全国各地で台風等による大きな災害が発生しており、約1500件もの多くの土砂災害が発生しました。そのような中、大島支庁管内においても土砂災害（特別）警戒区域の指定が急がれており、平成27年6月30日の大島町、平成29年1月11日の利島村に続き、今年度も平成29年8月28日に新島村で警戒区域186箇所、うち特別警戒区域167箇所が新たに指定されました。

指定が行われた区域にお住まいの方々については次のような点に気を付けていただければと思います。

警戒区域が指定されたことによる警戒避難態勢の見直しが各町村により行われ、土砂災害ハザードマップが配布されます。これに基づき、早めで安全な避難行動を行っていただくようお願いします。

また、指定が行われると特別警戒区域内では建築物の構造規制、特定開発行為の許可制等が適用されます。

これらのソフト対策と、都や町村が整備する砂防施設等のハード対策とが両輪となって、土砂災害による被害軽減が図られることとなります。

今後は、平成30年度に神津島村の指定を進める予定となっておりますので、皆様の御理解と御協力をよろしく願いいたします。

なお、今回警戒区域に指定されなかった地域にお住まいの方も、避難勧告や指示等の防災情報には十分注意を払っていただきたいと思います。

大島支庁 土木課